資料 2－5

外来種被害防止行動計画（仮称）の骨子案

前　文

＜簡潔にポイントのみを記述＞

・ 生物多様性保全の重要性。生態系サービスを支える生物多様性。
・ 我が国の生物多様性の現状、外来種による被害の概説。
・ 生物多様性総合評価報告書の評価（外来生物による危機の進行）。
・ 愛知目標の採択、生物多様性国家戦略 2012-2020 の策定。
・ わが国の生物多様性が維持保全され、生態系サービスを持続的に享受できることは国家的な課題。
・ 本計画の位置づけ、策定者。（国家戦略に基づく外来種対策についての行動計画として、国（環境省・農林水産省・国土交通省）が策定）
・ 本計画の特長（取組の考え方が整理されていなかった「国内由来の外来種」「非意図的な導入」等にも対応）、目指すもの。（社会経済における外来種対策の主流化等）

第１章　基本認識及び目標

・ 行動計画の構造、用語の定義。
・ 外来種問題として取り組むべき範囲を規定（国内・国外由来の外来種のほか、外来種問題に関連する問題として生物の移動に伴う遺伝的攪乱の問題も取り扱う旨を明記。）

第１節　外来種問題の基本認識

・ 外来種問題の構造、国民との関わり。
・ グローバル化の進行に伴い、新たな外来種が移動定着する機会がこれまで以上に増大していることを認識。
・ 外来種による脅威により生物多様性が危機的状況にあることを具体的事例を交えて記載。
・ 外来種は生物多様性を脅かすだけでなく、社会経済活動にも深刻な影響を与える可能性がある。
・ 一方で、国民の生活を豊かにし、生活に欠かせない有用な外来種もあり、外来種との適切な関わり方を考える必要がある。
・ 定着段階が進むにつれて対応が困難になることから、「入れない」「捨てない」「広げない」の外来生物被害予防三原則に則って対策すべき。
・ 特に「捨てない」については、「ペットや観賞用の生物を野外に放つこと」や「外来種がいることで種数が増えること」が良いことと考える誤解があるため、適正飼養の重要性と野外に放つことの影響についての普及啓発の強化が重要。
・ 外来種の根絶や広域に分布・拡大する特定外来生物の封じ込めは容易ではないが、島嶼部などで在来種の回復等の防除による効果が確認されている事例が生まれてきている。
・ 外来種問題は多岐に渡り、全国各地で、さまざまな環境（生態系区分）において、さまざまな外来種によって被害が生じているとともに、外来種の被害を防止するための資金や体制は十分ではないため、国だけではなく、地方自治体、事業者、NGO・NPO 等、

市民など社会全体で連携して対処すべき。

第２節　外来種対策をめぐる主な動向

・ 生物多様性条約、生物多様性国家戦略、外来生物法制定等のこれまでの外来種対策の流れを記載。
・ 平成 24 年度の中央環境審議会による外来生物法の施行状況の点検結果の概略を記載（参考資料２）。

第３節　行動計画の目的と役割

・ 行動計画の最終的な目的は、2020 年の愛知目標を達成し、わが国の生物多様性の保全等を図ること。それに向けて、外来種対策を社会の中で主流化するための基本的な考え方やそのための各主体がどのように外来種問題に取り組むべき行動指針を提示。
・ 行動計画の策定により、
　・外来種の取扱いに関する国民全体の認識の向上と各主体による適切な行動の促進
　・優先度を踏まえた効果的・効率的な防除の推進
　・多様な主体の役割分担と連携に基づく広域的な防除の推進
　・非意図的に導入された外来種や国内由来の外来種の対策の推進
　といった効果が期待される。

第４節　行動計画の対象及び目標

・ 行動計画の対象は国を含む各主体。
・ 国は、我が国全体の外来種対策の方針を示し、外来種対策を主導的かつ総合的に推進する必要がある。
・ その他の各主体に対しては、行動計画に記載する基本的な考え方及び各主体の行動指針に従って行動することが期待される。
・ 行動計画において、行動計画の目的を達成するための、外来種問題を社会に主流化するための８つの基本的な考え方と９つの行動を提示。
・ ９つの行動に対応する個別目標を記載。

第２章　基本的な考え方及び行動指針

第１節　社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方

・ ここでは、外来種対策の現状を俯瞰した上で、外来種対策を進展し、外来種対策を主流化するための８つの基本的な考え方を示す。

１　外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発の推進

・ 外来種対策の主流化を推進するため、外来種に係る教育、普及啓発の強化が必要。
・ 外来種問題が社会に与える様々な影響についての見解をまとめる。(動物愛護との関係、交雑することが近親交配の防止になるのではといった疑問等)
・ 野生化している外来種への餌付けがみられたり、捕獲や防除の理解が得られていない等、外来種問題への対応・対策について、普及啓発が不十分なため、国民の理解や協力が十分に得られていない。
・ 関心を呼びやすい農林水産業や人の生命身体への影響のみでなく、生態系被害について

も国民の理解の向上が急務であり、さらなる対応が必要。
・ 教育機関、水族館、動物園、植物園、博物館等との連携も重要。特に、外来種問題について、適切な教育が推進されるよう、教育者や指導者向けの啓発、プログラムの開発等も必要。
・ 以下の個別の各項目についても必要な普及啓発を推進。

2　外来種対策の優先度の考え方

・ 効果的、効率的な対策を実施するため、対策の優先度を踏まえて、優先度の高い種や地域を選定し、予算と人的資源を集中させることが必要。
・ 国や地域ごとに生物多様性戦略や侵略的な外来種のリストを作成し、その中から対策の優先度の高い種を選定し、対策を実施すべき。
・ 対策の優先度は、「被害の深刻度（質）」と「被害規模（広がり）」によって「対策の必要性」を判断し、対策を効果的に実施できるかについて検討した上で設定すべき。

3　侵略的な外来種の利用に伴う逸出の防止

・ 「入れない」「捨てない」「広げない」の外来生物被害予防三原則の遵守が重要。（再掲）
・ 特に「捨てない」については、「ペットや観賞用の生物を野外に放つこと」や「外来種がいることで種数が増えること」が良いことと考える誤解があるため、適正飼養の重要性と野外に放つことの影響について普及啓発の強化が重要。（再掲）
・ また、「入れない」についても、産業動物やペット業界において、新たな生物の導入に際しては慎重な評価・判断が期待される。
・ 飼養等許可された特定外来生物については適正な管理を徹底。
・ やむを得ず利用される侵略的外来種の管理に際しては、逸出等による危険性を考慮することが必要。
・ 代替種の開発と利用にあたっては、その種が新たに生態系等に係る被害を及ぼすことがないよう留意しつつ、促進することが必要。
・ 外来種の適正利用に係る課題とその対策（代替利用を含む）に係るさらなる検討が必要。

4　非意図的な導入に対する予防

・ 非意図的導入に関する問題、現状（輸入品・国内物流における車両や資材への付着・混入、バラスト水、船体付着等）の全体像を説明。
・ 意図的導入に比して遙かに対処しにくい課題であることを認識。
・ 海外からの非意図的な導入に対する予防については、経路の特定に伴う輸入品の生産、移動段階での対策の可能性、水際対策の可能性、モニタリング及び確認された場合の早期防除の可能性の３つの観点から対策を行うことが重要（早期防除については「５　効果的、効率的な防除の推進」で記述）。
・ 輸入品等の付着・混入については、経路の特定に伴う輸入品の生産、移動段階での予防的対策として、「どこから、どうやって、何が侵入してくるか」を特定して、生産、輸入業者に対してどのような配慮を求めることが可能かを分析することが重要。
・ 侵入経路や種別に具体的に注意すべき分類群、地域、産品を行動計画に記載。
・ 通関で特定外来生物が確認された際の駆除方法のガイドラインの作成が必要。
・ 国内の移動に伴う非意図的な導入については、国内全域における物流の状況も踏まえ、特に、オオヒキガエル等の生態系等に係る被害が大きく、また拡散されるおそれの高い

外来種及び生物多様性保全上重要な地域については注意すべき行為や経路の把握に努め、実行可能な対策を検討することが必要。

・ バラスト水については、バラスト水管理条約の発効に備え、バラスト水処理装置の承認やバラスト水処理技術等に関する基礎情報の収集等の準備が進められている。
・ 船体付着については、防汚塗料に伴う化学的環境リスク（化学物質の残留毒性などによる沿岸生態系への危険性）と外来生物侵入リスクの相反するリスクを踏まえて対応を行うことが必要。
・ モニタリングについては、現在のモニタリングの状況を踏まえ、限られた予算と人的資源の中で、モニタリング項目や手法を検討していくことが必要。

5　効果的、効率的な防除の推進

・ 防除に関する課題と現状を説明。
・ 対策の優先度に基づく戦略的な防除を、各主体の連携の下、実施していくことが重要。
・ 外来種被害予防三原則に則り、なるべく初期の段階で防除できるように留意。
・ 対策の優先度や定着段階に基づく最終目的の達成を見すえた現実的な目標設定が重要。
・ モニタリングの実施と専門家の参画により、科学的・順応的な防除を実施することが重要。
・ 生態系回復が防除の目的であることを踏まえ、防除による在来種への影響、生物間の相互作用を考慮し、当該地域の生態系管理の一環として、国立公園等の管理や希少種の保全等とも連動させて実施することが重要。
・ 様々な主体が同一の種や地域で防除を実施している場合は、多様な主体と連携した防除の実施が重要であり、必要に応じて情報交換の場を設定することが重要。
・ 防除に必要な情報を収集するとともに、情報交換の場の設定等により、各防除実施主体において得られた個別の防除成果や教訓を共有・公開することが必要。
・ 防除に当たってのその他の留意事項として、殺処分に当たってはできるだけ苦痛を与えない方法で実施することが必要。

6　国内由来の外来種への対応

・ 外来種の問題は国境によらず引き起こされるものであり、特に、島国であり多くの離島を有するわが国においては国内由来の外来種が時に深刻な被害をもたらしている。
・ .国内由来の外来種として、特に注意すべきポイント（種類や場所の傾向）について整理分析する。
・ 生物多様性保全上重要な地域から対策を検討することが必要。
・ 「侵略的外来種リスト（仮称）」や地域ごとのリスト等の内容を受けつつ、特に被害の大きいものについては防除を進めることが必要。
・ 国内由来の外来種への対応を検討するに当たって、他の法令で保護されている例（ケラマジカ等）、産業振興のために実施されている例（放流等）があることに留意することが必要。

7　同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応

・ 多くの生物には集団間の遺伝的形質に違いが認められることから、同一種の分布域内であっても、生物の移動・野外放出が時として遺伝的攪乱に繋がる点を認識。
・ その一方で、遺伝的攪乱に関する科学的知見が十分に蓄積されていない状況において、

あらゆる生物の移動・導入で遺伝的攪乱が起こりうる可能性があることから、このための対策は社会経済活動に大きな影響を与えることを考慮。
・ 遺伝的攪乱は外見上判らないことが多いことから、調査研究機関の参画、協力が必要であり、まずは事例などを収集して科学的知見を集積することが必要。
・ 生物多様性保全上重要な地域から対策を検討することが必要。
・ 最終的な導入の可否については、科学的知見を踏まえ、社会経済的な状況も考慮して、個別に自主的に判断していくことが必要。

８　調査研究の推進及び情報基盤の構築

・ さまざまな外来種の生物学的な情報やリスク、被害や防除の事例等の情報は重要である。それらを収集するための調査研究は推奨される。必要とされている調査研究分野を検討、分析し、結果を本計画に記載。
・ 外来種に係る情報の収集と提供を行う基盤を構築することが必要。

第２節　各主体の役割と行動指針

・ 国、地方自治体、事業者、NGO・NPO 等、動物園等、教育機関、研究者、市民の外来種対策に係る役割を整理、取りまとめ、各々においてどのように行動すべきか行動指針を記す。

第３章　国による具体的な行動

第１節　外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発の推進

・ 社会経済における外来種対策の主流化に向けた戦略的な普及啓発の実施。
・ 教育機関、水族館、動物園、植物園、博物館、報道機関等と連携した普及啓発の実施。

第２節　侵略的外来種リスト（仮称）の策定

・ 外来種被害防止行動計画の中核的な施策として、侵略的外来種リスト（仮称）を作成する。内容については愛知目標策定のための侵略的外来種リスト作成会議の結果を反映し、侵略的外来種リスト（仮称）の選定基準や手順を定めた「侵略的外来種リスト作成の基本方針」（参考資料１－１）を掲載（※その方針に基づいてリストを選定するが、リストは行動計画から独立させる）。

第３節　侵略的な外来種の利用に伴う逸出の防止

・ 飼養動物の適正管理の推進。
・ 特定外来生物の中で輸入及び利用が多いセイヨウオオマルハナバチ等については、適正な利用方法を徹底するとともに、代替種の利用や防除手法の技術開発等についてさらなる検討を進める。
・ 緑化植物、牧草、水産種苗等についても言及。（内容は侵略的外来種リスト作成会議での議論も含めて記述）

第４節　非意図的な導入に対する予防

・ 植物防疫所等との協力体制を緊密にするとともに、アリ類、クモ類等、非意図的な侵入が頻繁に生じている種群についての対策（監視の強化、マニュアル策定、輸入品等に付

着・混入が確認された際の処理方法に係るガイドライン等の整備等）を実施。
・ 実現可能で効果的な水際対策のあり方について検討する旨を本計画に記載。
・ 侵入経路の特定に努めるとともに、輸入品の生産、移動段階での対策については、海外での生産、輸入業者に対して示す対策の内容を検討する旨を本計画に記載。
・ 国内の他地域への非意図的な拡散を防止するための対策についても、脆弱な生態系を有する島嶼又は高山地帯等の地域において、特に生態系等に係る被害が大きく、拡散されるおそれの高い外来種について、注意すべき行為や経路を把握し、どのような対策が可能か検討する旨を本計画に記載。
・ 輸入品等（水産物等）への混入については、実態把握に努め、必要に応じて対策を検討する旨を本計画に記載。
・ バラスト水については、バラスト水管理条約の発効に備え、情報収集、処理装置の開発と供給体制の確立等の対応を推進する。

第５節　効果的、効率的な防除の推進

１　侵入初期のモニタリングと早期防除

・ リスクが大きい地域（空港・港湾周辺等）及び種群（アリ類等）については、早期発見のためのモニタリングを実施し、外来種の非意図的な侵入を監視する。
・ 新たな外来種が発見された場合には速やかに対応を検討、決定して、関係機関との連携の下、早期防除を支援もしくは実施。

２　生物多様性の保全上重要な地域における外来種対策

・ 対策の優先度の考え方を踏まえ、国として優先的に防除を進めるべき地域と種を選定する。
・ 地域と対象種の組み合わせごとに、選定理由、取組の現状、今後の方向性、目標等について記述する。

３　広域に分布する外来種への対策

・ 対策の優先度の考え方を踏まえ、国として優先的に防除を進めるべき種を選定し、選定理由、取組の現状、今後の方向性、目標等について記述する。

４　各主体の連携体制の構築

・ 各地方ブロックごとに地方環境事務所等が中心となって、地方自治体、国の出先機関等から構成される連絡会議を設置し、本省においてそれらのデータを集約・分析し、情報発信。
・ 連絡会議では、分布や防除手法、優良事例、共有できる普及啓発物等について情報収集・提供を行うとともに、分布拡大地域等において、専門家等の派遣等の支援について今後検討。
・ 外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合の情報収集体制の構築可能性について検討する。

第６節　国内由来の外来種への対応

・ . 情報収集と分析。
・ . 国内由来の外来種による問題の防止のための普及啓発。

・ 国立公園、国有林野における保護林、世界自然遺産地域等における対策の推進。
・ 地方自治体における独自の侵略的外来種リストや条例の策定や、地域独自の取組を推奨。

第７節　生物の導入による遺伝的攪乱に関する対応

・ 事例集の策定に伴う科学的知見の集積。
・ 遺伝的攪乱防止に際しての普及啓発の実施。
・ 生物多様性の保全上重要な地域における対策の検討。
・ 絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方（環境省、2011）も踏まえた保全策との整合。

第８節　調査研究の推進及び情報基盤の構築

・ 国立環境研究所、地方環境研究所等の他の調査研究機関との協働、ネットワークの構築。
・ 低密度下におけるモニタリング、防除手法の開発等の必要な調査研究の推進。
・ 「侵入生物データベース」等を通した情報プラットフォームの整備を検討する旨を本計画に記載。

第９節　その他の対策

・ 国際貢献等においても外来種対策について積極的に推進（国際的にみて、情報整備・法整備等において日本は先進的な立場であることを強調）するとともに、日本の在来種が海外で侵略的外来種になっていることについて普及啓発を行う。
・ 生態系等の影響が懸念される外来の感染症、寄生生物の対応方針について記述。
・ その他、必要なものがあれば記述。

第４章　実施状況の点検と見直し

・ 愛知目標の目標年次である 2020 年を踏まえた点検作業の実施と見直し時期の明記。

付属資料

用語集／参考文献一覧（報告書・関連ウェブサイト等）／策定の流れ　等